

第110期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

① 主要な事業内容

当行は、千葉県を主要な地盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務、為替業務に加え、日本銀行等金融機関の代理業務、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務、信託業務などをつうじ、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しています。

② 金融経済環境

国内経済 当期のわが国経済をかえりみますと、企業収益の改善などを背景として設備投資に持ち直しの動きが見られたものの、期後半にかけて、個人消費がやや弱含んで推移したほか、輸出や生産面では新興国経済の減速の影響が見られました。また、物価水準は、原油価格の下落などの影響から、横ばい圏内で推移しました。

県内経済 県内経済につきましては、成田空港LCC専用ターミナル開業や訪日外国人観光客の増加によるインバウンド需要が拡大したほか、雇用・所得環境の改善も続いたことから、総じて堅調に推移しました。また、都市部を中心に千葉県への人口流入が続いたことに加え、米国経済の拡大や原油価格の下落などもあり、県内企業の業績は堅調に推移しました。

金融情勢 無担保コール翌日物金利は、0.1%をやや下回る水準で推移していましたが、今年2月に日銀が導入したマイナス金利政策の影響により0.0%前後まで下落しました。長期国債の流通利回りにつきましても、0.3%～0.5%程度から、最大△0.1%程度にまで下落しました。日経平均株価は、一時21,000円程度まで上昇しましたが、期後半は新興国を始めとする世界経済の先行きに対する慎重な見方などから17,000円程度にまで下落しました。

③ 事業の経過及び成果

このような金融経済環境のなか、当行は、平成26年4月から平成29年3月までの3年間の計画期間とする中期経営計画「ベストバンク2020～価値創造の3年」のもと、個人や中小企業をはじめとした地域のお客さまに最高の満足と感動を提供する「リテール・ベストバンク」グループの実現に向け、各種施策に積極的に取り組みました。

その結果、最終年度を待たずに主要計数目標を達成したことに加え、「地方創生」が成長戦略の柱として掲げられたことや、女性活躍推進法の成立といった諸々の環境変化への対応を強化していくため、昨年11月、中期経営計画を一部見直しました。

また今年3月、当行は武蔵野銀行と、それぞれが地域に根差した独立経営を維持しつつ、互いのノウハウや事業基盤を相互に活用し、より付加価値の高いサービスを提供していくため、包括提携「千葉・武蔵野アライアンス」を締結しました。

当期につきましては、組織面では、地域経済・産業の好循環の実現に向けた当行グループの取組みを強化していくため、頭取を委員長とする「地方創生・地域活性化委員会」を設置したほか、専担部署として「地方創生部」を新設しました。さらに、高齢化の進展に伴いお客さまのニーズ拡大が見込まれる信託業務・相続関連業務の強化のため「信託コンサルティング部」を、革新的な金融IT技術である「フィンテック」を活用した新たなビジネスモデルの企画や異業種との連携を推進していくため、経営企画部内に「フィンテック事業化推進室」を、それぞれ新設いたしました。

業務面では、グループを挙げて「地方創生」の活動に注力しました。株式会社ちばぎん総合研究所と連携した「『千葉県創生』戦略プラン」の策定では、県内各地域の特性を踏まえた今後の方向性を各自治体に提言し、内閣府「まち・ひと・しごと創生本部」より特徴的な事例として取り上げられました。さらに、各自治体による「地方版総合戦略」の策定において県内55自治体のうち47自治体で推進組織に参画したほか、「地方創生」に寄与するプロジェクトへの円滑な資金供給のため、ちばぎんキャピタル株式会社とREVICキャピタル株式会社による「広域ちば地域活性化ファンド」の設立や、創業や新規事業を対象とする「ちばぎん地方創生融資制度」の取扱いを開始しました。

また、地域の産業を担う中小企業の成長を後押しするため、事業性評価に基づく融資に加え、本業支援に積極的に取り組んでいます。販路拡大や海外進出に向けた各種ビジネスマッチング商談会や、「ちばぎんIPOセミナー」「ちばぎん医療セミナー」「厚生年金基金セミナー」などを開催したほか、地域経済の一層の活性化に向け「公益財団法人ひまわりベンチャー育成基金」による助成金の交付など、創業支援の強化にも取り組みました。

さらに、多様化するお客さまの金融ニーズにお応えしていくため、各種チャネルの整備や商品・サービスの拡充を進めました。特に、「フィンテック(ITを活用した革新的な金融サービス)」

分野では、ゼネリックソリューション株式会社とのビッグデータ分析における協業や、ちばぎんコンピューターサービス株式会社をつうじた「Pepper導入支援サービス」の提供、「LINE」アカウントの開設などを実施しました。また、お客さまの安定的な資産形成に向け、「ちばぎん結婚・子育て資金贈与専用口座」の取扱いを開始したほか、ちばぎんアセットマネジメント株式会社が組成した公募投資信託「ちばぎんコア投資ファンド(愛称：ちばぎんラップ・ファンド)」など、新たな投資信託や保険商品を導入しました。

また、お客さまの経営再建やローンのご返済に向けたサポートについても、本部を中心に知識・経験豊富な専門人員を配置するとともに、外部機関なども活用しながらきめ細かく対応しています。特に、東日本大震災により直接的、間接的に影響を受けているお客さまに対しましては、「東日本大震災被災者支援ローン」や千葉県産業復興相談センター等の外部機関との連携、全店への相談窓口の設置などにより、サポート態勢の充実に努めています。

加えて、警察と連携した振り込め詐欺被害の防止対策や「サイバー攻撃対策委員会」の設置などにより、お客さまに安心してご利用いただける環境づくりに努めたほか、サービス介助士・認知症サポーターの育成や、介助用「車いす」の全店への設置などをつうじて、あらゆるお客さまの利便性向上に向けた店舗づくりに取り組みました。

さらに、新たな発想を生み出す企業風土の構築に向け、異業種や海外等への人材派遣や外部知見の活用を進めるとともに、ダイバーシティの推進にも積極的に取り組みました。とりわけ、女性が働きやすい職場づくりを進めるため、労働時間の短縮に向けた業務改革や働き方の見直しに取り組んだほか、地方銀行間で再就職を希望する行員を相互に紹介する「地銀人材バンク」の立ち上げに尽力しました。この結果、昨年12月、当行は内閣府「女性が輝く先進企業表彰」において「内閣総理大臣表彰」を受賞しました。

ちばぎんグループでは、「未来を育む宣言」を掲げ、持続可能な地域社会実現のため、「ひと」「環境」「産業」を育成する活動をつうじて、地域活性化や地域振興に貢献しています。

「ひとを育む」活動としては、「公益財団法人ちばぎんみらい財団」をつうじて中小企業の従業員の方々を対象とした海外視察派遣や県内幼稚園でのオーケストラ公演などを実施したほか、「ちばぎんひまわりギャラリー」や「ちばぎん金融資料室」を運営し、千葉県にゆかりのある作家の作品や、千葉県の金融の歴史について紹介しています。

「環境を育む」活動としては、新たに燃料電池自動車を導入したほか、新築店舗を中心に太陽光発電システムの設置や屋上緑化などの省エネ対応を図りました。また、県内各地で「ちばぎんの森」森林整備活動を実施しています。

「産業を育む」活動としては、地域の観光振興のため、ちばプロモーション協議会(会長：森田千葉県知事)をつうじて県内市町村へ観光用レンタサイクルを贈呈する活動を開始したほか、「ちばぎん・研究開発助成制度2015」を実施し、千葉大学・千葉工業大学と中小企業5社

との共同研究に対し助成金を交付しました。

このような活動により、当期につきましては、次のような成果を収めることができました。この間のお客さま並びに株主の皆さまのご支援に厚くお礼申し上げます。

預金等 預金につきましては、個人預金が前期末比1,521億円増加したことなどにより、期末残高は前期末比4,068億円増加し、11兆1,402億円となりました。また、投資信託のお預かり残高は、前期末比186億円減少し3,607億円となりました。

貸出金 貸出金につきましては、法人・個人ともにお客さまのお借入のニーズに積極的にお応えしてまいりましたことにより、期末残高は前期末比3,362億円増加し、8兆7,974億円となりました。

特定取引 特定取引資産につきましては、期末残高は前期末比887億円減少し、1,824億円、また特定取引負債は、前期末比21億円増加し、229億円となりました。

有価証券 有価証券につきましては、期末残高は前期末比920億円増加し、2兆4,478億円となりました。

損益状況 損益につきましては、預金及び貸出金の増強などにより、収益力の向上を図りました。この結果、経常利益は796億64百万円、当期純利益は525億35百万円となりました。また、連結の経常利益は855億56百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は554億44百万円となりました。

店舗 店舗につきましては、当期は、戦略的営業地域と位置付ける東京23区において、「品川支店」「恵比寿法人営業所」を新設し、さらなる店舗ネットワークの拡充を図りました。

また、店舗の老朽化に伴い、「松ヶ丘支店」を旧店舗近接地に新築移転し、「小見川支店」「小金原支店」を建替えたほか、「勝田台支店」につきましては、建替えのために仮移転を実施しました。さらに、「京成駅前支店」を「中央支店」内に、「大宮台支店」を「松ヶ丘支店」内に移転しました。当期末の営業所数は、本店のほか162支店(うち仮想店舗3か店)、15出張所、5特別出張所の合計183か店、店舗外現金自動設備は45,602か所(うち自行の店舗外現金自動設備は274か所、セブン銀行との提携による共同ATMは20,728か所、コンビニATM「E-net」は13,436か所、ローソンとの提携によるATMは11,164か所)となりました。このほかでは両替出張所3か所、海外駐在員事務所3か所となっております。

④ 当行の対処すべき課題

わが国経済は、デフレからの脱却に向けた官民の取組みが実を結びつつあり、景気回復基調が続いています。さらに、オリンピック・パラリンピックの東京開催など、先行きへの期待も高まっています。

こうしたなか、当行には、地域のお客さまの資金ニーズにお応えしていくことに加え、「地

方創生」への取組みに積極的に参画して地域経済の活性化を後押ししていくことや、家計の安定的な資産形成をご支援して成長分野への投資を促進していくことが求められています。また、千葉県は人口増加が続く良好なマーケット環境下にあるものの、中長期的には、少子高齢化やグローバル化の進展、ITの進化などが地域にもたらず課題にも迅速かつ的確に対応していくことが必要となっています。

こうした問題意識を踏まえ、当行は平成26年4月から平成29年3月までの3年間を計画期間とする中期経営計画「ベストバンク2020～価値創造の3年」のもと、個人や中小企業をはじめとした地域のお客さまに最高の満足と感動を提供する「リテール・ベストバンク」グループの実現に向け、「新たな企業価値の創造」「人材育成の一層の充実」「持続可能な経営態勢の構築」に取り組んでいます。

今後につきましても、「千葉・武蔵野アライアンス」や「TSUBASA金融システム高度化アライアンス」などの連携の枠組みを活用し、スピード感をもってサービス向上に取り組んでまいります。さらに、社外からの視点を取り入れていくことや、株主の皆さまとの建設的な対話などをつうじ、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

引き続き、お客さま、株主の皆さま、地域社会の方々などのご期待にお応えできるよう最大限の努力を尽くす所存でございます。株主の皆さまにおかれましても、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	96,368	101,218	107,333	111,402
定期性預金	34,541	35,431	36,202	36,662
その他	61,826	65,787	71,131	74,739
社 債	200	100	760	1,075
貸 出 金	79,121	80,830	84,611	87,974
個人向け	28,843	29,882	31,237	32,605
中小企業向け	32,785	33,741	35,833	37,895
その他	17,492	17,206	17,540	17,474
特定取引資産 (トレーディング資産)	2,845	2,736	2,711	1,824
特定取引負債 (トレーディング負債)	303	240	207	229
有 価 証 券	21,760	21,789	23,557	24,478
国 債	10,813	9,801	8,790	8,349
その他	10,946	11,988	14,767	16,129
総 資 産	113,123	119,541	128,900	132,658
内 国 為 替 取 扱 高	682,521	699,681	732,094	744,924
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 7,081	百万ドル 6,019	百万ドル 5,148	百万ドル 4,147
経 常 利 益	百万円 66,444	百万円 70,372	百万円 74,178	百万円 79,664
当 期 純 利 益	百万円 41,225	百万円 43,206	百万円 45,807	百万円 52,535
1株当たりの当期純利益	47円48銭	50円51銭	54円63銭	63円52銭
信 託 財 産	1	2	2	2
信 託 報 酬	百万円 1	百万円 2	百万円 3	百万円 2

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収益	2,227	2,179	2,242	2,286
経常利益	727	782	842	855
親会社株主に帰属する当期純利益	441	464	570	554
純資産額	7,292	7,661	8,587	8,663
総資産	113,737	120,236	129,694	133,338

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	4,280人	4,256人
平均年齢	39年9月	40年2月
平均勤続年数	16年10月	17年5月
平均給与月額	439千円	433千円

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、執行役員10人及び臨時雇員並びに嘱託を含んでおりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

			当 年 度 末	前 年 度 末
			店 うち出張所	店 うち出張所
千 葉 県			160 (19)	160 (19)
東 京 都			13 (1)	12 (1)
埼 玉 県			3 (—)	3 (—)
茨 城 県			3 (—)	3 (—)
大 阪 府			1 (—)	1 (—)
国 内 計			180 (20)	179 (20)
米 州			1 (—)	1 (—)
欧 州			1 (—)	1 (—)
ア ジ ア			1 (—)	1 (—)
海 外 計			3 (—)	3 (—)
合 計			183 (20)	182 (20)

(注) 上記のほか、両替出張所、海外駐在員事務所及び店舗外現金自動設備を以下のとおり設置しております。

	当 年 度 末	前 年 度 末
両替出張所 (成田空港)	3 か所	3 か所
海外駐在員事務所	3 か所	3 か所
店舗外現金自動設備	45,602 か所	43,514 か所

ロ. 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
品 川 支 店	東京都港区港南二丁目16番2号
新宿支店恵比寿法人営業所出張所	東京都渋谷区恵比寿南二丁目1番8号

(注) 平成27年7月の品川支店新設に伴い、秋葉原支店品川法人営業所出張所を廃止いたしました。

このほかに、次のとおり店舗外現金自動設備の新設・廃止を行いました。

○ 店舗外現金自動設備の新設

成田支店イオンタウン成田富里出張所	(成田市東町)
中央支店京成千葉中央駅ビル出張所	(千葉市中央区本千葉町)
松ヶ丘支店大宮台出張所	(千葉市若葉区大宮台)
八千代支店ナリタヤ花見川店出張所	(千葉市花見川区作新台)
本店営業部マブチモーター出張所	(松戸市松飛台)
本店営業部成田国際空港第2ターミナル出張所	(成田市古込)
本店営業部成田国際空港第1ターミナル南ウイング出張所	(成田市三里塚)

本店営業部JR千葉みなと駅出張所	(千葉市中央区中央港)
セブン銀行との提携による共同ATM	2,006か所
コンビニATM [E-net]	996か所
ローソンとの提携によるATM	927か所
○ 店舗外現金自動設備の廃止	
勝田台支店勝田台北口駅前出張所	(佐倉市井野)
木更津支店木更津市役所出張所	(木更津市潮見)
津田沼駅前支店マルエツ大久保駅前店出張所	(習志野市大久保)
幕張支店JR幕張駅北口駅前出張所	(千葉市花見川区幕張町)
成田空港支店成田国際空港第2ターミナル出張所	(成田市古込)
成田空港支店成田国際空港第1ターミナル南ウイング出張所	(成田市三里塚)
セブン銀行との提携による共同ATM	633か所
コンビニATM [E-net]	667か所
ローソンとの提携によるATM	543か所

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

なお、株式会社セブン銀行への銀行代理業務の委託については、平成27年11月30日をもって終了しております。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	10,999
---------------	--------

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソ フ ト ウ ェ ア	5,822
営 業 店 施 設	1,812
現 金 自 動 設 備 (A T M)	1,101

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

(年度末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社 総武	千葉県花見川区花園一丁目7番12号	千葉銀行用店舗・厚生施設の賃貸、保守、管理及び調度品・消耗品等の調達、販売業務	昭和34年9月7日	百万円 20	% 100.00	—
ちばぎんキャリアサービス株式会社	千葉市中央区千葉港8番4号	経理総務関連業務、人材派遣業務	平成元年12月22日	20	100.00	—
ちば債権回収株式会社	千葉市稲毛区稲毛東三丁目17番5号	債権管理回収業務	平成13年10月1日	500	100.00	—
ちばぎんハートフル株式会社	千葉市美浜区真砂四丁目1番10号	千葉銀行に係る事務の集中処理業務	平成18年12月1日	10	100.00	—
ちばぎん証券株式会社	千葉市中央区中央二丁目5番1号	証券業務	昭和19年3月27日	4,374	100.00	—
ちばぎん保証株式会社	千葉市稲毛区稲毛東三丁目17番5号	住宅ローン等に係る信用保証業務	昭和53年5月1日	54	45.63	—
ちばぎんジェーシービーカード株式会社	千葉市中央区富士見二丁目15番11号	クレジットカード業務、信用保証業務	昭和57年11月1日	50	49.00	—
ちばぎんディーシーカード株式会社	千葉市中央区富士見二丁目15番11号	クレジットカード業務、信用保証業務	平成元年2月16日	50	40.00	—
ちばぎんリース株式会社	千葉県花見川区花園二丁目1番22号	リース業務	昭和61年12月15日	100	49.00	—

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 上記9社は、連結子会社及び子法人等であります。また、その他の持分法適用会社は4社であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 当行、株式会社千葉興業銀行、株式会社京葉銀行、6信用金庫、農林中央金庫、千葉県内20農業協同組合、中央労働金庫及び千葉県内3信用組合の提携により、C-NETシステム（共同資金決済システム）の相互利用によるC-NET代金回収サービスの提供を行っております。
5. 株式会社イーネット（銀行50行、他18社、合計68社の共同出資会社）との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
7. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス等を行っております。
8. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス（銀行40行、他4社、合計44社の共同出資会社）との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
9. 株式会社第四銀行及び株式会社中国銀行との間で、基幹系システムの共同化を実施することに関して、平成24年10月に基本合意しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐久間 英利	取締役頭取（代表取締役）		
花島 恭一	取締役副頭取（代表取締役） 秘書室担当		
大久保 壽一	取締役専務執行役員 企画管理本部長 経営管理部、人材育成部、 ダイバーシティ推進部担当		
木村 理	取締役専務執行役員 営業本部長 営業支援部、お客様サービス部、 法人営業部、地方創生部担当		
森本 昌雄	取締役常務執行役員 事務企画部、システム部、IT戦略室、 業務集中部、事務サービス部担当		
波多野 彰一	取締役常務執行役員 審査部、企業サポート部担当		
大和久 雅弘	取締役常務執行役員 経営企画部、広報CSR部担当		
澤井 謙一	取締役常務執行役員 営業支援部、信託コンサルティング部、 ローン営業部、個人営業部、 資産運用サポート部担当		
飯嶋 大三	取締役常務執行役員 市場営業部、市場業務部担当		
池田 知行	取締役常務執行役員 リスク管理部、コンプライアンス部担当		
矢崎 豊國	取締役（社外取締役）		
田島 優子	取締役（社外取締役）	株式会社九州フィナンシャルグループ 監査役（社外監査役）	
高山 靖子	取締役（社外取締役）	日本曹達株式会社 取締役（社外取締役） 株式会社資生堂 顧問	
野澤 務	常勤監査役		
山添 和雄	常勤監査役（社外監査役）		
福田 一雄	常勤監査役（社外監査役）		
丸山 進	監査役		
白戸 章雄	監査役（社外監査役）		

- (注) 1. 平成27年6月25日開催の第109期定時株主総会終結の時をもって、取締役常務執行役員野村徹及び取締役常務執行役員谷口英治は辞任しております。
2. 当行は、株式会社東京証券取引所に対して、矢崎豊國、田島優子、高山靖子、山添和雄、福田一雄、白戸章雄を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

(ご参考) 当行は、執行役員制度を採用しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位及び担当
吉田 幸宏	常務執行役員 船橋支店長
福島 一嘉	執行役員 監査部長
池田 等	執行役員 広報CSR部長
木原 新二	執行役員 本店営業部長
水嶋 和彦	執行役員 営業支援部長
菅生 譲二	執行役員 審査部長
高津 典生	執行役員 システム部長
佐立 成信	執行役員 法人営業部長
稲村 幸仁	執行役員 人材育成部長
麻生 博章	執行役員 中央支店長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	15人	536
監査役	5人	105
計	20人	641

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 株主総会で定められた取締役の報酬限度額は年額560百万円以内、監査役の報酬限度額は年額150百万円以内であります。また、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬の額は、上記とは別枠にて年額140百万円以内であります。
3. 取締役に対する報酬等には、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額102百万円を含んでおります。
4. 当行の取締役の報酬につきましては、透明性、公平性及び合理性を確保するため、独立社外取締役がメンバーとなっている経営諮問委員会が審議したうえで、取締役会が定める報酬規程に基づき、取締役会において決定しております。なお、当行の報酬体系は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、中長期的な業績連動報酬として株式報酬型ストックオプションを割当てております。また、当行においては、金融機関としての健全性を重視する観点から、短期の業績に連動する報酬は導入しておりません。
- 報酬額の決定方針
- ・取締役の報酬は、固定部分である役位別固定報酬及び変動部分である株価連動報酬とする。但し、社外取締役については固定報酬のみとする。
 - ・役位別固定報酬は、役位毎の責任の重さに応じて支給する。
 - ・役位別固定報酬と株価連動報酬（株式報酬型ストックオプション）の構成比は80対20とする。
- 報酬額の決定手続
- ・取締役の報酬額は、株主総会の決議で定められた報酬枠総額の範囲内で、取締役会の決議をもって決定する。

5. 当行の監査役の報酬につきましては、独立性を確保するため、全額固定報酬とし、報酬額は監査役の協議により決定しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
矢 崎 豊 國	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
田 島 優 子	
高 山 靖 子	
山 添 和 雄	
福 田 一 雄	
白 戸 章 雄	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況	当行と当該兼職先との関係
田 島 優 子	株式会社九州フィナンシャルグループ 監査役 (社外監査役)	当行と同社グループは相互に資本出資があります。
高 山 靖 子	日本曹達株式会社 取締役 (社外取締役)	当行と同社は相互に資本出資があるほか、通常の営業取引関係にあります。
	株式会社資生堂 顧問	開示すべき関係はありません。

(注) 上記の資本出資につきましては、全て議決権保有割合1%未満であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
矢崎豊國	2年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに出席しております。	財務・会計及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
田島優子	9か月	当期の在任期間中に開催した取締役会13回すべてに出席しております。	法律及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
高山靖子	9か月	当期の在任期間中に開催した取締役会13回すべてに出席しております。	経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
山添和雄	2年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに、また監査役会13回すべてに出席しております。	金融（財務・会計を含む）及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
福田一雄	2年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに、また監査役会13回すべてに出席しております。	金融（財務・会計を含む）及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
白戸章雄	4年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに、また監査役会13回すべてに出席しております。	千葉県行政に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	88	—

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 2,500,000千株
 発行済株式の総数 875,521千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 33,634名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	35,957 ^{千株}	4.37 [%]
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	31,181	3.79
日本生命保険相互会社	26,870	3.27
第一生命保険株式会社	26,230	3.19
株式会社三菱東京UFJ銀行	25,414	3.09
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	24,537	2.98
明治安田生命保険相互会社	18,291	2.22
住友生命保険相互会社	17,842	2.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	16,315	1.98
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	14,060	1.71

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（53,818千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く。)	① 名称：株式会社千葉銀行 第1回新株予約権 ② 新株予約権の数：981個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 98,100株 ④ 新株予約権の行使期間：平成22年7月21日から 平成52年7月20日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	5人
	① 名称：株式会社千葉銀行 第2回新株予約権 ② 新株予約権の数：1,288個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 128,800株 ④ 新株予約権の行使期間：平成23年7月21日から 平成53年7月20日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	6人
	① 名称：株式会社千葉銀行 第3回新株予約権 ② 新株予約権の数：1,597個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 159,700株 ④ 新株予約権の行使期間：平成24年7月21日から 平成54年7月20日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	7人
	① 名称：株式会社千葉銀行 第4回新株予約権 ② 新株予約権の数：1,194個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 119,400株 ④ 新株予約権の行使期間：平成25年7月20日から 平成55年7月19日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	9人
	① 名称：株式会社千葉銀行 第5回新株予約権 ② 新株予約権の数：1,325個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 132,500株 ④ 新株予約権の行使期間：平成26年7月19日から 平成56年7月18日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	9人
	① 名称：株式会社千葉銀行 第6回新株予約権 ② 新株予約権の数：1,130個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 113,000株 ④ 新株予約権の行使期間：平成27年7月18日から 平成57年7月17日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	10人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
執行役員	① 名称：株式会社千葉銀行 第6回新株予約権 ② 新株予約権の数：677個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 67,700株 ④ 新株予約権の行使期間：平成27年7月18日から 平成57年7月17日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	10人
使用人	—	—
子会社及び子法人等の会社役員及び使用人	—	—

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人	97	(注2、3、4)
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 南波 秀哉		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中川 豪		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田島 昇		

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、財務に関する相談業務等であります。
なお、当該業務に係る報酬等は20百万円であります。
4. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分
金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の概要
(1) 処分の対象者
新日本有限責任監査法人
(2) 処分の内容
契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
(3) 処分理由
ア. 新日本有限責任監査法人は、他社の財務書類の監査において、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
イ. 新日本有限責任監査法人の運営が著しく不当と認められた。
5. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は121百万円であります。
6. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

- ロ. 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実
- 該当事項はありません。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保する体制の整備についての決議の内容

当行は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 「千葉銀行の企業倫理」や「行動指針」を定めた「コンプライアンス規程」を制定し、役職員の行動指針を明確にするとともに、具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を通じ、その徹底を図る。
- ロ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断する。
- ハ. コンプライアンスに関する重要事項を審議する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンス統括部署を定める等、コンプライアンス体制を整備する。
- ニ. コンプライアンス充実のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を定期的に策定して、これを実施する。
- ホ. 取締役会は、コンプライアンスに関する重要事項の決定を行うとともに、定期的にコンプライアンスに関する報告を受ける。

- ハ. 監査役及び業務執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス体制の有効性及び適切性等、コンプライアンスに関する監査を行う。
 - ト. 役職員の法令違反等に関する通報を職員等から直接受け付ける内部通報制度を整備し、制度に基づいて通報を行った職員等に不利益な取扱いを行わないようにするなど適切な運用を図る。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務の執行に係る情報については、法令の定めによるほか、行内規程により議事録・稟議書等の重要な文書等を適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 「リスク管理の基本方針」及び各種リスク管理規程を定め、各種リスクの管理部署及び当行全体のリスクの統合管理部署を明確にする等、リスク管理体制を整備する。
 - ロ. 取締役会は、リスク管理に関する重要事項の決定を行うとともに、定期的リスク管理に関する報告を受ける。
- ハ. 監査役及び内部監査部署は、リスク管理体制の有効性及び適切性等、リスク管理に関する監査を行う。
- 二. 大規模災害、大規模システム障害等、不測の事態を想定した危機管理計画を策定し、必要に応じて訓練を実施する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会において中期経営計画・営業施策等重要な職務の執行を決定するとともに、その進捗等について報告を受ける。
 - ロ. 取締役会決議により定める取締役に構成する「経営会議」において、取締役の職務の執行に関する事項を幅広く協議する。
- ハ. 執行役員制度の採用により、意思決定及び取締役の監督機能と、業務執行機能を分離し、意思決定及び業務執行の迅速化・効率化を図る。
- 二. 取締役の職務の執行については、「組織規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等において執行権限・執行手続等を定め、効率的な業務運営を図る。
- ⑤ 当行及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当行及びその子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するため、当行は子会社各社（以下「各社」という。）に対し、必要に応じて取締役及び監査役を派遣し、一体的な管理体制を整備する。
 - ロ. 各社は、当行のコンプライアンス規程、各種リスク管理規程等に準じて諸規程を定めるとともに、各社のコンプライアンスやリスク管理を当行の管理部署が統括する体制とし、さらに、当行の内部監査部署が各社の内部監査を実施して、当行グループ全体の業務の適正を確保する。
- ハ. 各社の重要な業務執行にあたっては、当行へ適時・適切に協議・報告を行う体制とするとともに、当行と各社の役員が定期的に意見交換を行い当行グループの経営課題について情報を共有化する。

- 二. 当行及び各社は、相互に不利益を与えないよう銀行法の定めるアームズレングスルールを遵守する。
- ホ. 当行及び各社は、財務報告に係る内部統制規程を制定するとともに、内部統制統括部署を定める等、財務報告の信頼性確保のための体制を整備する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役の指揮命令のもとで監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を任命する。
- ロ. 監査役補助者は業務執行に係る役職を兼務しないこととするとともに、人事異動等については、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役は、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。
- ロ. 前記に関わらず、監査役会は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会ほか重要会議への出席、内部監査部署・会計監査人との連携等を通じ、監査役の監査の実効性を確保する。
- ロ. 代表取締役は監査役と定期的に意見交換を行い、相互認識と信頼関係を維持する。
- ハ. 監査役の職務の執行に必要な費用は、監査役の請求に応じて当行が負担する。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当事業年度における当行の業務の適正を確保する体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行
- 「定時取締役会」を12回、「臨時取締役会」を4回、取締役会において指名された取締役で構成される「経営会議」や、取締役及び執行役員で構成される「業務執行会議」を合計46回開催しました。また、コンプライアンスに関する重要事項を審議する「コンプライアンス委員会」(14回)、リスク管理に関する重要事項を審議する「ALM委員会」(13回)等を開催しました。(基本方針①、②、③、④)
- ② リスク管理体制
- 「ALM委員会」、「信用リスク管理委員会」(4回)及び「オペレーショナル・リスク管理委員会」(4回)にて、リスク毎の対応方針を協議したほか、四半期毎に「統合的リスク管理の状況報告」、半期毎に「市場・流動性リスクの状況報告」、「信用リスクの状況報告」等を取締役会に報告しました。(基本方針③イ、ロ、二)
- ③ コンプライアンス体制
- 「コンプライアンス・プログラム」を取締役会で策定し、その実施状況は取締役会及び「コンプライアンス委員会」において半期毎に確認したほか、コンプライアンス違反に係る真因分

析にもとづく再発防止策の検討などの個別事象について、「コンプライアンス委員会」で都度審議を行い、重要な事項を取締役会へ報告しました。(基本方針①イ～ホ、ト)

④ 当行グループにおける業務の適正の確保

各社への取締役及び監査役の派遣、当行の管理部署による各社のコンプライアンスやリスク管理の統括、当行の内部監査部署による各社への内部監査の実施等により、当行グループにおける業務の適正の確保に努めております。また、各社の重要な業務執行について、当行へ適時・適切に協議・報告、定期的な意見交換を行うなど、各社の管理・支援の強化に取り組みました。(基本方針⑤)

⑤ 監査役監査の実効性の確保

監査役会設置会社の形態を採用し、監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席、重要書類の閲覧、本部・支店への往査、取締役・部長へのヒアリング、グループ監査役会議等を通じ、客観的・合理的な監査を実施しました。また、監査役と代表取締役とは四半期毎に意見交換を行っております。なお、監査役は、内部監査部署、会計監査人と十分な連携を確保しております。(基本方針①ハ、③ハ、⑥、⑦、⑧)

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

第110期末 (平成28年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	1,393,999	預金	11,140,215
現金	104,057	当座預金	232,306
預け金	1,289,941	普通預金	6,689,702
コールローン	198,378	貯蓄預金	243,218
買現先勘定	4,999	通知預金	5,842
買入金銭債権	12,501	定期預金	3,666,251
特定取引資産	182,419	その他の預金	302,892
商品有価証券	9,456	譲渡性預金	399,022
商品有価証券派生商品	2	コールマネー	134,500
特定金融派生商品	26,039	債券貸借取引受入担保金	191,699
その他の特定取引資産	146,921	特定取引負債	22,905
金銭の信託	31,393	商品有価証券派生商品	18
有価証券	2,447,857	特定金融派生商品	22,886
国債	834,956	借入金	267,573
地方債	353,911	借入金	267,573
社債	288,236	外国為替	640
株式	220,562	売渡外国為替	483
その他の証券	750,191	未払外国為替	157
貸出金	8,797,479	社債	107,545
割引手形	16,003	その他負債	73,185
手形貸付	119,332	未決済為替借	13
証書貸付	8,036,386	未払法人税等	10,521
当座貸越	625,757	未払費用	9,414
外国為替	2,596	前受収益	2,110
外国他店預け	1,692	金融派生商品	4,101
買入外国為替	307	金融商品等受入担保金	12,865
取立外国為替	596	資産除去債務	217
その他資産	54,027	その他の負債	33,941
前払費用	116	退職給付引当金	19,320
未収収益	12,636	睡眠預金払戻損失引当金	2,275
先物取引差入証拠金	489	ポイント引当金	195
先物取引差金勘定	32	繰延税金負債	18,594
金融派生商品	14,461	再評価に係る繰延税金負債	11,069
金融商品等差入担保金	8,098	支払承諾	61,924
その他の資産	18,192	負 債 の 部 合 計	12,450,669
有形固定資産	96,934	(純 資 産 の 部)	
建物	28,980	資本金	145,069
土地	61,390	資本剰余金	122,134
建設仮勘定	728	資本準備金	122,134
その他の有形固定資産	5,835	利益剰余金	477,182
無形固定資産	10,729	利益準備金	50,930
ソフトウェア	9,136	その他利益剰余金	426,252
その他の無形固定資産	1,593	固定資産圧縮積立金	85
前払年金費用	1,070	別途積立金	370,971
支払承諾見返	61,924	繰越利益剰余金	55,195
貸倒引当金	△ 30,464	自己株式	△ 37,480
資 産 の 部 合 計	13,265,847	株主資本合計	706,905
		株主資本合計	706,905
		その他の有価証券評価差額金	96,475
		繰延ヘッジ損益	231
		土地再評価差額金	11,050
		評価・換算差額等合計	107,757
		新株予約権	516
		純 資 産 の 部 合 計	815,178
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	13,265,847

第110期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経常収益		205,368
資金運用収益	140,857	
貸出金利息	108,658	
有価証券利息配当金	28,707	
コールローン利息	1,454	
買現先利息	20	
債券貸借取引受入利息	21	
預け金利息	1,872	
その他の受入利息	122	
信託報酬	2	
役務取引等収益	39,052	
受入為替手数料	7,582	
その他の役務収益	31,470	
特定取引収益	3,276	
商品有価証券収益	891	
特定取引有価証券収益	346	
特定金融派生商品収益	1,768	
その他の特定取引収益	270	
その他業務収益	4,233	
外国為替売買益	1,262	
国債等債券売却益	2,941	
国債等債券償還益	29	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	17,946	
貸倒引当金戻入益	3,763	
償却債権取立益	2,655	
株式等売却益	3,360	
金銭の信託運用益	407	
その他の経常収益	7,758	
経常費用		125,704
資金調達費用	15,398	
預金利息	5,077	
譲渡性預金利息	805	
コールマネー利息	480	
売現先利息	2	
債券貸借取引支払利息	768	
借入金利息	541	
社債利息	1,953	
金利スワップ支払利息	4,546	
その他の支払利息	1,223	
役務取引等費用	20,017	
支払為替手数料	1,480	
その他の役務費用	18,536	
その他業務費用	2,014	
国債等債券売却損	701	
国債等債券償却	37	
金融派生商品費用	1,275	
営業経費	81,729	
その他経常費用	6,544	
貸出金償却	3,670	
株式等売却損	562	
株式等償却	24	
その他の経常費用	2,286	
経常利益		79,664

(単位：百万円)

科 目	金 額	
特別利益		9
固定資産処分益	9	
特別損失		641
固定資産処分損	454	
減損損失	186	
税引前当期純利益		79,031
法人税、住民税及び事業税	22,172	
法人税等調整額	4,323	
法人税等合計		26,496
当期純利益		52,535

第110期末 (平成28年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	1,397,413	預金	11,127,408
コールローン及び買入手形	198,378	譲渡性預金	359,022
買現先勘定	4,999	コールマネー及び売渡手形	134,500
買入金銭債権	22,051	債券貸借取引受入担保金	191,699
特定取引資産	182,592	特定取引負債	22,905
金銭の信託	36,893	借入金	268,485
有価証券	2,455,700	外国為替	640
貸出金	8,769,113	社債	107,545
外国為替	2,596	その他負債	121,252
その他資産	109,881	退職給付に係る負債	24,483
有形固定資産	101,971	役員退職慰労引当金	166
建物	30,315	睡眠預金払戻損失引当金	2,275
土地	64,224	ポイント引当金	414
建設仮勘定	728	特別法上の引当金	27
その他の有形固定資産	6,703	繰延税金負債	19,349
無形固定資産	10,934	再評価に係る繰延税金負債	11,069
ソフトウェア	9,342	支払承諾	76,214
その他の無形固定資産	1,592	負 債 の 部 合 計	12,467,459
繰延税金資産	5,928	(純 資 産 の 部)	
支払承諾見返	76,214	資本金	145,069
貸倒引当金	△ 40,811	資本剰余金	122,134
資 産 の 部 合 計	13,333,858	利益剰余金	524,817
		自己株式	△ 37,480
		株主資本合計	754,540
		その他有価証券評価差額金	103,921
		繰延ヘッジ損益	231
		土地再評価差額金	11,050
		退職給付に係る調整累計額	△ 3,861
		その他の包括利益累計額合計	111,342
		新株予約権	516
		純 資 産 の 部 合 計	866,398
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	13,333,858

第110期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		228,693
資金運用収益	138,801	
貸出金利息	108,853	
有価証券利息配当金	26,278	
コールローン利息及び買入手形利息	1,454	
買現先利息	20	
債券貸借取引受入利息	21	
預け金利息	1,876	
その他の受入利息	296	
信託報酬	2	
役務取引等収益	48,433	
特定取引収益	4,681	
その他業務収益	4,242	
その他経常収益	32,531	
貸倒引当金戻入益	2,559	
償却債権取立益	2,680	
その他の経常収益	27,291	
経常費用		143,136
資金調達費用	15,417	
預金利息	5,076	
譲渡性預金利息	796	
コールマネー利息及び売渡手形利息	480	
売現先利息	2	
債券貸借取引支払利息	768	
借入金利息	543	
社債利息	1,953	
その他の支払利息	5,797	
役務取引等費用	17,503	
その他業務費用	2,014	
営業経費	87,626	
その他経常費用	20,573	
その他の経常費用	20,573	
経常利益		85,556
特別利益		9
固定資産処分益	9	
特別損失		690
固定資産処分損	456	
減損損失	233	
税金等調整前当期純利益		84,875
法人税、住民税及び事業税	25,037	
法人税等調整額	4,393	
法人税等合計		29,431
当期純利益		55,444
親会社株主に帰属する当期純利益		55,444

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社千葉銀行
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南 波 秀 哉 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 豪 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 島 昇 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社千葉銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社千葉銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南 波 秀 哉 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 豪 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 島 昇 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社千葉銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千葉銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

株式会社 千葉銀行 監査役会

常勤監査役	野 澤	務 ㊟
常勤監査役(社外監査役)	山 添	和 雄 ㊟
常勤監査役(社外監査役)	福 田	一 雄 ㊟
監 査 役	丸 山	進 ㊟
監 査 役(社外監査役)	白 戸	章 雄 ㊟

以 上